

国民健康保険税の減免制度について

日ごろより国分寺市の国民健康保険制度運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。国分寺市の国民健康保険税減額算定と、生活困窮等を原因とする申請減免制度について、ご案内します。

国民健康保険税の減額算定

前年所得が、一定基準額に満たない場合は、申請手続などを経なくとも、均等割額を7割、5割または2割軽減します。この場合、あらかじめ国保税を減額して算定し、納税通知書を送付します。

国民健康保険税減免制度

国民健康保険税は、前年度所得により算定しますので、所得を得た年の次の年に納税いただくこととなります。下記のご事情があって、その利用し得る資産・能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、生活困窮等により国保税の納付が難しい場合は、申請していただくことで、減免を受けられる場合があります。

※納期限の過ぎた国保税は減免できません。各納期限までに申請をする必要があります。

- ① 災害（震災、火災、水害など）で、その資産に重大な損害を受けた場合
- ② 納税義務者の死亡又は障がいで、収入が皆無又は著しく減少して生活困窮となった場合
- ③ 納税義務者の失職又は廃業で、収入が皆無又は著しく減少して生活困窮となった場合
- ④ 納税義務者・扶養家族の疾病・負傷で、収入の減少又は医療費負担が増加したことにより、生活困窮となった場合

申請をした日の属する月の前3か月における収入額を確認できる資料と、①の場合は東京消防庁所轄署が発行する証明書を用意いただき、資産状況を確認するための金融機関預金通帳と、印かんをご持参のうえ、保険年金課窓口で申請してください。生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の「別表第1生活扶助基準」、「別表第2教育扶助基準」及び「別表第3住宅扶助基準」に定める額の合計額の1.5倍未満であることをもって減免の可否を決定します。



お問合せ先

国分寺市健康部保険年金課 国民健康保険係
電話042(325)0111 内線314・315・547

減免割合の表(国分寺市国民健康保険税減免規則第2条別表)

該当条項	災害の程度	減額又は免除	減免対象保険税
第2条第1項第1号 (注：災害を原因とするもの)	住居の全壊・全焼又は流失	免除	保険税の総額
	住居の半壊又は半焼	70%	
	床上浸水	50%	
	家財の2分の1以上の損害		

該当条項	収入率	減額又は免除	減免対象保険税
第2条第1項第2号 (注：死亡・高度障がいの原因とするもの)	基準生活費の100分の110未満	免除	保険税の総額
	基準生活費の100分の110以上基準生活費の100分の120未満	80%	
	基準生活費の100分の120以上基準生活費の100分の130未満	60%	
	基準生活費の100分の130以上基準生活費の100分の140未満	40%	
	基準生活費の100分の140以上基準生活費の100分の150未満	20%	

該当条項	収入率	減額又は免除	減免対象保険税
第2条第1項第3号及び第4号 (注：失職・廃業・疾病等を原因とするもの)	基準生活費の100分の110未満	免除	保険税の総額
	基準生活費の100分の110以上基準生活費の100分の120未満	80%	
	基準生活費の100分の120以上基準生活費の100分の130未満	60%	
	基準生活費の100分の130以上基準生活費の100分の140未満	40%	
	基準生活費の100分の140以上基準生活費の100分の150未満	20%	